

<報道発表資料>

カテゴリー:危機管理

令和5年2月1日

本県の家きん農場で発生した高病原性鳥インフルエンザ (県内4例目)に係る殺処分の終了について

本日(2月1日)日高市の家きん(うずら)農場で発生した高病原性鳥インフルエンザの防疫措置について、殺処分が終了しましたのでお知らせします。

1 殺処分

- (1)開始日時:2月1日(水曜日)10時00分
- (2)完了日時:2月1日(水曜日)20時25分
- (3)殺処分羽数:149,057羽
- (4)作業従事者数:延べ247人
(県職員222人、関係団体25人)

2 今後の予定

- (1)殺処分した家きん(うずら)、汚染物品(畜舎内の飼料等)の埋却処分等
- (2)農場の清掃、消毒

3 その他

我が国の現状においては、家きんの肉や卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考えられています。

【報道機関へのお願い】

- ①現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いします。
- ②特にヘリコプター、ドローン等を使用する取材は、作業員相互の連絡に支障をきたし、防疫作業の妨げとなりますので、厳に慎むよう御協力をお願いします。
- ③県現地機関、市等への取材は防疫措置の遅れにつながるため、慎んでいただきますようお願いいたします。
- ④今後とも、本病に関する速やかな情報提供に努めていきますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いします。